

2025年度事業計画

【基本方針】

公益社団法人福岡県社会福祉士会は、基本理念「ソーシャルワークの実践により人々の幸せの実現を目指す」を使命とし、社会福祉士の倫理綱領に基づいた権利擁護活動および相談援助活動を通して「福岡県民の福祉の向上」に努めます。

さらに、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義において「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である」(国際ソーシャルワーカー連盟および国際ソーシャルワーク学校連盟による定義)とされています。このグローバルな視点に立ちながら、本会は地域に根ざした活動を展開し、個人と地域社会が直面する課題の解決に取り組んでいます。

本会の会員数は2000名に迫る規模となり、地域福祉の向上に寄与する専門職団体として大きな成長を遂げています。一方で、個別対応の難しさ、組織間連携の課題、広がる地域ニーズへの対応力強化が求められる段階にあります。特に、支部組織の設置をはじめとした基盤整備が急務であり、地域に根差した活動の拡充が期待されています。

2025年度は第2期中期経営計画(2021～2025年度)の最終年として、これまでの成果を基盤にさらなる発展を目指し、以下の重点施策を推進します。

【重点施策】

1 ソーシャルワークの推進

(1) 地域福祉の課題解決への直接的貢献

出前講座、福祉セミナー、啓発イベントを通じて県民の福祉課題への理解を深めるとともに、具体的な課題解決に向けた提言を行います。2025年度は特にデジタルデバйд解消、気候変動や災害対応、社会的孤立、生活困窮者支援など、現代社会における福祉的課題に対応する全県的なテーマ別プロジェクトを展開し、地域福祉課題の解決を目指します。

(2) 司法福祉(リーガルソーシャルワーク)の強化

更生支援や権利擁護の取り組みを充実させ、司法分野でのソーシャルワークを推進します。2025年度は、刑事司法や地方裁判所等における社会福祉士の役割を明確にし、支援が必要な方々への迅速で適切なサービス提供を目指します。また、地域における法教育や啓発活動を展開し、福祉と司法の架け橋となる活動を強化します。

(3) 行政や他団体との連携による社会資源の活用

他の福祉団体や行政機関との協働を推進し、支援が必要な地域や個人に的確に社会資源が届く仕組みを整備します。

(4) ソーシャルワーク実践の記録と発信

実践活動をエビデンスとして蓄積し、成果を県民や関係者へ共有することで、社会福祉士の役割を広く周知します。

2 専門性の向上

(1) 生涯研修制度のさらなる充実

オンライン研修や地域拠点での対面研修を組み合わせ、参加しやすい環境を整備します。また、基礎研修から認定社会福祉士資格取得に至るまでの学びを一貫してサポートします。

(2) 調査研究活動の強化

課題解決型の調査研究を推進し、その成果を基に研修内容を充実させるとともに、地域の福祉課題への政策提言に繋がります。

- (3) 新たな実践スキルの導入
社会情勢や技術革新に対応した実践スキル（デジタルソーシャルワーク、コミュニティデザイン等）の研修プログラム導入を目指します。

3 活動基盤の強化

- (1) 支部組織設置への取り組み
支部組織の設置に向けたロードマップを明確化し、段階的に地域活動の拠点を整備します。これにより地域住民との距離を縮め、より迅速な対応が可能となる基盤を構築します。
- (2) 中長期広報戦略の策定と実行
広報媒体のさらなる整備や SNS の活用を強化し、情報発信力を向上させるとともに、会員拡大と活動認知の向上を図ります。2025 年度はデジタルコンテンツ制作や広報誌のデジタル化を推進するとともに、新たな層へのアプローチを試み、会員数増加、参加率向上、退会抑制を実現します。
- (3) 組織運営の透明性確保
活動の可視化を進め、会員や地域住民からの信頼を高める運営を実現し、誰もが主体的に参画できる組織運営を実施します。

4 職能団体としての進化

- (1) 他団体との協働による広報・啓発活動
広報誌「よかひとばい」をはじめとする共同制作事業を継続し、地域におけるソーシャルワークの認知度向上を図ります。
- (2) 政策提言と社会福祉士の役割の明確化
地域福祉を進展させるための政策提言活動を強化し、社会福祉士が果たす役割を広く社会に浸透させます。
- (3) 持続可能な組織運営への貢献
財務基盤の強化や効率的な運営体制を構築し、次世代に繋がる持続可能な活動を目指します。

おわりに

これらの施策を実現することで、福岡県社会福祉士会は地域共生社会の実現に向けたリーダーシップを発揮し、福岡県民の福祉の向上に寄与してまいります。

<大分類> 公益社団法人福岡県社会福祉士会の会計区分・事業区分 ※県届出

会計区分	事業区分		
公益目的事業会計	【公益目的事業】	公 1	地域福祉の増進に寄与するための事業
収益事業等会計	【収益事業】	(本会に収益事業はありません)	
	【その他の事業】 (相互扶助事業)	他 1	ブロック活動等会員活動の支援
		他 2	日本社会福祉士会への支援・連携
法人会計	【法人運営事業】		

【 公益目的事業 】

1. 地域福祉の増進に寄与するための事業（公1）

＜中分類＞ 【1】 相談援助事業

【2】 福祉サービス第三者評価事業

【3】 社会福祉に関する調査研究・普及啓発事業

【4】 福祉人材育成事業

【1】 相談援助事業

■ 成年後見・権利擁護（ばあとなあ福岡委員会）

- ① ばあとなあ運営体制の整備
ばあとなあ名簿及び受任者・候補者名簿の適正管理、業務監査委員会の開催、後見人受任体制の整備、新たな不正防止対策の整備、各部会委員の体制強化、事務局体制の強化
- ② 運営基盤強化
会員派遣調整手数料徴収
- ③ 名簿登録者の養成
成年後見人材育成研修開催(4日間)、名簿登録者研修開催(1日間)
- ④ 名簿登録者支援
初任者支援(初回事務報告書事前チェック、定期事務報告書事前チェック)
継続研修開催(4回)、更新研修制度運用(受任者・候補者名簿登録者)、更新研修開催(2回)
- ⑤ 後見人等候補者推薦
受任者・候補者名簿提出(家庭裁判所、ML、地域支援部)、推薦依頼に伴う候補者の決定、家裁との事務連絡、データ管理(ばあとなあ名簿登録、受任者・候補者推薦名簿登録者)
- ⑥ 相談・普及啓発活動
ばあとなあ相談窓口(電話相談、来所相談)、成年後見活用講座の開催(2回)
- ⑦ 地域支援体制
名簿登録者交流会開催(地域支援部6ブロック)、事例検討会・勉強会の開催(地域支援部ごと6ブロック)、メンターの配置・活用、相談・面談の実施
- ⑧ リスク管理
定期報告書チェック、個別ケース会議、苦情対応及び個別面談、活動報告書データ管理、受任者・候補者名簿登録更新要件未達における保留等対策
- ⑨ 他関係機関・他部門との連携
家裁家事関係機関連絡協議会参加、都道府県ばあとなあ連絡協議会参加、ばあとなあ九州ブロック会議参加、他機関への委員・講師派遣、日本社士会伝達研修への派遣(意思決定支援、未成年後見人)、家裁定例会議参加、市民後見人養成研修パッケージの改定
- ⑩ 会議開催
委員会の開催(年6回)、運営部の開催(年6回)

■ 法人後見（ばあとなあ福岡委員会）

- ① ばあとなあ法人後見運営体制整備
業務執行者の確保、法人後見事務局体制の強化
- ② 法人後見の受任
家裁への法人後見の候補者推薦及び受任、業務執行者の任命(ML及び地域支援部)、業務執行者支援、リスク管理、家裁への定期報告、家裁との事務連絡、データ管理
- ③ 会議開催
部会の開催

■ **持続可能な権利擁護支援モデル事業「公的関与による法人後見実施体制整備」**（ばあとなあ福岡委員会）

- ① 専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な虐待等の支援困難な事案を対象とする公的関与による法人後見について、2024 年度に実施した諸課題の検討を踏まえ、2025 年度においてはモデル事例の受任を通じて実施体制について検討し、システムを整備する。
- ② 事務局コーディネーターの配置
- ③ 情報共有システムの構築（業務日誌、6 か月評価・チェックシート）
- ③ 会議開催 運営委員会の開催（月 1 回）、モデル事例ケース会議の開催

■ **福岡高齢者・障がい者虐待対応事業**（高齢者・障がい者虐待対応事業推進チーム）

- ① 福岡県弁護士会との共同で市町村と虐待対応事務に関する契約を締結。市町村の虐待対応力向上のためにケース会議での助言者および研修会講師の派遣を行う。
- ② 弁護士会とともに運営管理委員会を開催し、チームの活動内容、市町村への助言内容、事例に関する検討、報告等を毎月 1 回行う。
- ③ チーム登録者を対象に研修会を開催する。チーム活動の質の向上を目的とし、新規登録者については、市町村への助言時の留意事項等などについてオリエンテーションの機会を設ける。
- ④ 日本社会福祉士会主催の高齢者及び障がい者の養護者による虐待、養介護施設従事者等による虐待の研修に参加。また、日本弁護士連合会・日本社会福祉士会共催による研修・交流会にチーム登録者を派遣し、活動の質の維持および向上を図る。

■ **県長期入院被保護者 CA 事業**

■ **宮若市長期入院被保護者 CA 事業**

■ **直方市長期入院被保護者 CA 事業**

（被保護者等支援事業推進チーム）

- ① 退院可能であるにもかかわらず、退院条件が整わないため入院を継続している精神障がい者及び高齢者などの被保護者に対して、担当ケースワーカーと協力して、退院条件を整え、居宅または生活型施設に移行させ、退院後の生活を安定・継続させる。
- ② 業務内容検討・研究会開催（毎月 1 回）
（事業の取組状況報告、困難事例の検討、ピアスーパーバイズ）

■ **福岡市子どもの健全育成支援事業**（子どもの健全育成支援事業推進チーム）

- ① 相談支援員とのミーティング（取り組み状況等の確認）
- ② 市とのカンファレンス、事業報告
- ③ 職員の資質向上（SVによる定期実施、研修・事例検討等、他団体研修への参加、新規採用相談支援員等への初任者研修の実施）
- ④ 関係機関等との連携
生活困窮者への支援拡充のための関係機関等との連携強化
- ⑤ 効果の測定
- ⑥ 勤怠管理アプリの変更に伴うスムーズな労務管理の徹底

■ **福岡市ホームレス巡回相談事業**（ホームレス自立支援事業推進チーム）

- ① 巡回相談の実施
- ② 継続的支援体制（アフターケア業務）の構築
- ③ 広報啓発活動
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 職員研修の実施
福岡県主催の生活困窮者自立相談事業従事者研修への参加、福岡市新任保護課職員研修への参加、職員全体研修の開催
- ⑤ 定例会議の開催
巡回・アフター会議、事例検討会、活動報告会
- ⑥ 勤怠管理アプリを導入による労務管理体制の整備

■ **福岡市ホームレス概数調査事業**（ホームレス自立支援事業推進チーム）

- ① ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）の受託
- ② 概数調査の準備及び実施
- ③ 福岡市へ概数調査結果報告

■ 直方市介護扶助適正化事業（介護扶助適正化支援事業推進チーム）

- ① 主に介護保険の被保険者ではない生活保護者の介護扶助にかかる自立支援、ケアプラン等の点検業務
- ② 当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助及び指定介護機関との連絡調整
- ③ 当該者の介護扶助適正化にかかる支援及び実績確認等
- ④ 当該者にかかる自立支援給付該当可能性確認台帳の整備に関する業務
- ⑤ その他、直方市から求められた技術的な支援及び事務作業

【2】福祉サービス第三者評価事業

■ 第三者評価事業（第三者評価運営委員会）

- ① 福岡県福祉サービス第三者評価の実施
社会的養護関係施設の他、保育所、高齢、障がい施設の評価を実施
第三者評価決定委員会の開催
第三者評価結果の公表（福岡県社協、全社協へ公表データ提出）
- ② 評価調査機関としての基盤強化
評価調査者の人材育成及び増員
（全社協・県社協評価調査者養成研修、継続研修への参加、内部継続研修開催）
受審体制の基盤整備
（各種マニュアル類の見直し更新、評価手法の開発やオプションメニューの検討）
県内評価機関との連携
（第三者評価推進機構による県内他調査機関との連絡会参加、情報共有）
県内児童相談所及び新潟県社会福祉士会との連絡会の実施
苦情解決従事者研修の受講

【3】社会福祉に関する調査研究・普及啓発事業

■ 社会福祉士実習指導者養成研究（実習指導者養成研究委員会）

- ① 社会福祉士実習指導者講習会の開催（12月）
- ② 実習指導者アップデート研修の開催（5月）
- ③ 実習指導者フォローアップ研修会の開催（11月、実習指導者講習会修了者を対象）
- ④ 実習指導に関する調査、研究の実施
実習指導の質の向上のため、アンケート調査等を行い研究する。
- ⑤ 実習指導に関する団体との協力・連携（養成校との連携・交流を図る）

■ 社会福祉実践研究（社会福祉実践研究支援委員会）

- ① 研究誌の発行
- ② 会員向け研修会の開催（論文の書き方に関する研修会）
- ③ ソーシャルワーク実践研究会の開催
- ④ 検討課題（本会独自の研究倫理委員会の設置、掲載論文への表彰制度、本会会員への研究活動への経済的支援）

■ 地域包括ケア推進（地域包括ケア推進委員会）

- ① 日本社士会全国実践研究集会へ委員派遣
- ② 認定社会福祉士認証研の開催（地域共生社会推進研修）
- ③ 独自研修の開催
（死後事務、意思決定支援、ALP）（重層的支援事業、8050問題、依存症や身寄りのない方の支援、生活困窮世帯、加害者臨床）
- ④ しゃべり場の実施
（地域包括ケアを推進する社会福祉士等の情報交換や、交流の場を提供するため「しゃべり場」を開催する）
- ⑤ 他委員会との連携
（福岡高齢者・障がい者虐待対応チームなどとも連携し、研修会等への協力を行う）

■ 福祉情報の広報啓発（広報委員会）

- ① 会報「ふくおか社会福祉士通信」の発行（年 10 回）
会の事業活動に関する報告、研修・講演会開催に関する情報提供、会員の活動紹介、書籍の紹介（福祉の分野やその分野に限らず、印象に残った本の紹介）、その他社会福祉士にとって有益な情報等を発信する。
さらに読みやすく、親しみやすいデザインの検討
- ② 福岡県民向け社会福祉セミナーの開催
広く県民を対象にした講演と講演の内容に即したシンポジウム等を開催し、社会福祉に関する制度の普及及び啓発を目的とする。
- ③ 県民向け出前講座の開催
福岡県民の社会福祉の知識向上のため、県民からの依頼により会員を講師として派遣し出前講座を行う。
- ④ 「福岡県社会福祉士活用ガイド」の作成
（入会や入会後の積極的な活動を促進するため、福岡県社会福祉士会入会後の活動内容を分かりやすく紹介するガイドを作成する。）
- ⑤ 会員への情報発信と会員間のネットワーク構築をサポートする
（通信やホームページを活用し、会員間のコミュニケーションの場をつくる）
- ⑥ 関連団体と共同しソーシャルワークの認知向上を図る
（福岡県精神保健福祉士協会、福岡県医療ソーシャルワーカー協会と共同し、ソーシャルワーカーデイの取組を強化する）

■ ユース世代への啓発（ユース委員会）

- ① 入会啓発活動
国家試験実施日に受験者に応援メッセージと品物等を配布する。
- ② 学生向け出前講座の開催（大学、専門学校）
- ③ 交流会の開催（委員会活動等参加に向けてのオリエンテーションの開催）

【4】福祉人材育成事業

■ 生涯研修センター（生涯研修センター協議会）

- ① 日本社会福祉士会と連携しながら、生涯研修制度と認定社会福祉士制度の広報啓発に努め、組織率の向上を図る。
- ② 共通専門・分野専門・SV 事業の進捗管理及び達成状況の把握と評価を適切に実施する。
- ③ 会員の研修履歴管理を行い、修了申請及び認定社会福祉士の認定申請については個々の会員をフォローする。
- ④ 認定社会福祉士制度研修認証申請を行い、会員の認定社会福祉士認証研修受講の機会を確保する。
- ⑤ 生涯研修センターを核として社会福祉士養成校協会と連携しながら、SV 実施体制を構築する会員の受講環境を整備することを目的として、養成校協会、九州沖縄ブロックの各県士会との連携体制を構築する。

■ 基礎研修（基礎研修委員会）

基礎研修Ⅰの開催 【基礎Ⅰ部会】

- ① 生涯研修センターを核として、各部会と連携を図りながら、会員の帰属意識を高め、社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術の基礎を学ぶ機会を提供し、現場の社会福祉士については、認定社会福祉士を目指す動機づけにつながるように支援する。
- ② 認定社会福祉士を目指す会員の入口となる「基礎研修」のオリエンテーションを通じて、会員の生涯研修に対する意欲を向上させる。

基礎研修Ⅱの開催 【基礎Ⅱ部会】

- ① 会員が社会福祉士として実践力を高めるための援助技術について、講義とグループワークを通して理解を深める研修を計画的に実施する。
- ② 社会福祉士養成校とも連携しながら、学生が本会の委員会活動に参加することによる効果を引き続き検証する。
- ③ 九州沖縄ブロックの協力体制を確保するなど、組織を越えてバックアップ体制を構築し可能な限り会員の受講の機会を保障していく。

基礎研修Ⅲの開催 【基礎Ⅲ部会】

- ① 会員が過去2年間の基礎課程で学んだ知識をさらに深め、社会福祉援助の展開過程を踏まえた実践の言語化と評価ができることを達成目標とする。
- ② 九州・沖縄ブロック間の連携を強化することにより、可能な限り会員の受講の機会を保障していく体制を構築する。
- ③ 3年間の基礎課程を修了したのちは、本基礎課程の企画運営を担うなど実践的な力量を高める動機づけに努める。

■ 児童・家庭分野（こども家庭委員会）

- ① 認定社会福祉士認証研修の企画・運営（こども虐待防止のソーシャルワーク研修）
- ② 実践研究プロジェクトチームによる研究会開催
- ③ 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会への参画
市民フォーラム参加、ワーキンググループ参加、推進委員会参加、児童虐待対応研修
- ④ 子ども家庭支援WEBセミナーの開催（年間6回）
- ⑤ CSN（Child Support Network）会議の開催（会員間の交流及び大学学生との交流等）

■ 障がい者支援分野（障がい者支援委員会）

- ① 認定社会福祉士認証研修の企画・運営
（発達障がいの理解と発達障がい者に対する支援の実際）
- ② 高齢者委員会との共催研修会の開催
（障がい者支援施設の利用や支援の実際と手続きについて）

■ 高齢者分野（高齢者委員会）

- ① 認定社会福祉士認証研修の企画・運営（家族ソーシャルワーク研修）
- ② 独自研修会の開催
- ③ 介護認定審査会委員向けフォローアップ研修の開催

■ 医療分野（医療委員会）

- ① 独自研修会の開催
- ② 認定社会福祉士認証研修の企画・開発に向けた他県社会福祉士会の調査

■ 地域社会・多文化（地域社会・多文化委員会）

- ① 認定社会福祉士認証研修の企画・運営（自殺予防ソーシャルワーク研修）
- ② 独自研修会の開催 3回（テーマ：外国人ソーシャルワーク等）

■ 司法福祉実践研究（司法福祉実践研究委員会）

- ① 福岡地方検察庁社会福祉アドバイザー派遣をとおして再犯防止への取組を推進
- ② 福岡地方検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、地方公共団体、弁護士会等関係機関との連携促進
- ③ 再犯防止、司法と福祉の連携、普及啓発についての研修会開催
（福岡刑務所、少年鑑別所、福岡拘置所等の施設見学研修など）
- ④ 認定社会福祉士認証研修の企画・運営
（リーガルソーシャルワーク研修、更生支援コーディネーター養成研修）
- ⑤ 弁護士会・福岡県精神保健福祉士協会との協定に基づく、刑事手続きにおける司法・福祉連携による入口支援

■ 災害支援（災害支援委員会）

- ① 認定社会福祉士認証研修の企画・運営（災害支援従事者養成研修）
- ② 九州・沖縄ブロック災害支援会議への参加
- ③ ブロック単位での研修会開催

■ 独立型社会福祉士支援（独立型社会福祉士支援委員会）

- ① 独立型社会福祉士更新研修会の開催
（独立型社会福祉士名簿登録者の更新研修）
- ② 独自研修会の開催
（独立型社会福祉士を目指している方、興味のある方対象の研修）
- ③ WEBセミナーの開催（2回程度）

■ **福祉関連資格取得支援**（福祉関連資格取得支援事業推進チーム）

- ① 社会福祉士国家試験受験対策講座の開催（8月～9月に全8日間実施）
- ② 社会福祉士全国統一模擬試験の開催（10月19日に実施）
- ③ 国家試験直前最終点検講座の開催（2026年1月17日に実施）

■ **福岡県高齢者虐待防止専門職員研修**（高齢者・障がい者虐待対応事業推進チーム）

- ① 養護者による高齢者虐待対応基礎研修（初任者編）の開催
（地域包括支援センター及び市町村職員を対象とした養護者による虐待対応能力を向上させるための研修／2日間）
- ② 養護者による高齢者虐待対応現任者研修（管理者・現任者編）の開催
（地域包括支援センター及び市町村職員を対象とした虐待対応における課題を講義・演習等を中心とした研修／2日間）
- ③ 福岡県市町村職員等に対する虐待対応力向上研修（養介護施設・事業所編）の開催
（要介護施設従事者等による高齢者虐待対応力を向上させるための研修／1日間）
- ④ 久留米市要介護施設従事者向け高齢者虐待防止研修（Zoom）の開催

■ **福岡県障がい者虐待防止・権利擁護研修**（障がい者虐待防止・権利擁護研修事業推進チーム）

- ① 福岡県障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の開催
（行政・虐待防止センターコース、障がい福祉サービス事業所管理者等コース）

■ **福岡県サービス管理責任者研修**（福岡県サービス管理責任者研修事業推進チーム）

- ① 福岡県サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者「基礎研修」の開催
- ② 福岡県サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者「実践研修」の開催
- ③ 人材養成研修の開催
（研修のグループコーディネーターの確保が必要であるため、独自事業として、人材養成研修を行う）

■ **福岡県相談支援従事者初任者研修**（福岡県相談支援従事者初任者研修事業推進チーム）

- ① 福岡県相談支援従事者初任者研修（1日目、2日目／講義）の開催 1回
（対象：サビ管、児発管になる者、相談支援専門員になる者）
- ② 福岡県相談支援従事者初任者研修（3日目～7日目／演習）の開催 2回
（対象：相談支援専門員になる者）

■ **相談支援従事者専門コース別研修**（福岡県相談支援従事者初任者研修事業推進チーム）

- ① 障がい福祉サービス事業に携わるサビ管、児発管、相談支援専門員を対象に養成する。
- ② 障がい児支援コース、権利擁護・成年後見制度コース、意思決定支援コース、就労支援コースの4コース別に開催する。

■ **福岡県強度行動障がい支援者養成研修**（強度行動障がい支援者養成研修事業推進チーム）

- ① 強度行動障がい支援者養成研修の開催 年2回
- ② 強度行動障がい支援者養成ステップアップ研修の開催
- ③ 強度行動障がい支援者養成研修に関する団体との協力・連携、国研修への参加

■ **公益目的事業 共通**

- ① 障がいを持つ研修受講申込者からの合理的配慮要請に備え、経費の一定額を予算化しておく。（手話通訳等を専門職団体へ頼む際の委託費を計上）
- ② コロナやインフル等の感染症対策（アルコール等の購入）費を一定額予算化しておく。

【 その他の事業（相互扶助事業） 】

1. ブロック活動等会員活動の支援（他 1）

（1）福岡ブロック

- ① ブロック独自のミニ研修会の企画・運営
- ② ブロック独自研修会の企画・運営
- ③ 新入会員オリエンテーションの開催
- ④ 施設見学研修の開催

（2）北九州ブロック

- ① 北九州ブロック研修会兼新入会員オリエンテーションの開催
- ② 北九州ブロック名刺交換会・交流会の企画・運営
- ③ 北九州地区社会福祉専門職他団体合同研修会の開催

（3）筑豊ブロック

- ① 新入会員オリエンテーションの開催
- ② ブロック独自研修会の企画・運営
- ③ 筑豊地区 5 団体合同研修会の企画・運営
- ④ 交流会の開催
- ⑤ ソーシャルアクション等の取組検討

（4）筑後ブロック

- ① 新入会員オリエンテーションの開催
- ② ブロック独自研修会の企画・運営 2 回
- ③ 交流会の開催

2. 日本社会福祉士会への支援・連携（他 2）

（1）日本社会福祉士会年会費の支弁

法人会員として年会費を支弁
(本会会員一人当たりの負担金を 5 千円とし、これに会員数を乗じた額を負担する)

（2）新入会者経費の支弁

会員証の発行、会員バッジ、生涯研修手帳等新入会者への配布物の経費を支弁
(日本社会福祉士会に送付を委託するため、その経費を一人当たり 1,000 円負担する)

（3）綱紀案件負担金の支弁

綱紀案件発生時日本社会福祉士会にその対応を委託するため、それに伴う多額の経費の一部を全県士会がそれぞれ負担
(2025 年 3 月末日時点の会員数×200 円を負担する)

（4）日本社会福祉士会会員管理システム管理費の支弁

会員管理システムのクライアント証明書発行手数料の負担
(クライアント証明書発行手数料：約 12 千円／年)

【 法人運営事業 】

1. 法人運営

（１）社員総会の開催

- ① 総会記念講演の開催 6月22日（日） am
- ② 第29回定時社員総会 6月22日（日） pm

（２）理事会の開催

- ① 第1回理事会 4月20日（日）
- ② 第2回理事会 5月18日（日）
- ③ 第3回理事会 9月 7日（日）
- ④ 第4回理事会 10月 5日（日）
- ⑤ 第5回理事会 12月 7日（日）
- ⑥ 第6回理事会 1月18日（日）
- ⑦ 第7回理事会 3月15日（日）

（３）組織強化

- ① 入会促進キャンペーンの実施
 - ・若手入会促進キャンペーン
(30歳未満若年層入会者の年会費減免実施、若手入会紹介者へ粗品プレゼント)
 - ・入会3年継続キャンペーン
(入会2年目会員へ粗品プレゼント)
 - ・シニア入会大歓迎キャンペーン
(入会時60歳以上の方へ粗品プレゼント)
 - ・秋得入会キャンペーン
(10月以降入会者の年会費2,500円減免、入会紹介者へ粗品プレゼント)
 - ・永年会員特別感謝キャンペーン
(入会10年目、20年目、30年目会員へ特別感謝記念品プレゼント)
 - ・会員継続感謝キャンペーン
(2025年度も会員継続した全会員へ粗品プレゼント)
 - ・会員2,000名突破記念キャンペーン
(2,000人目の入会者、及びその前後賞として3名に粗品プレゼント)
 - ・準会員入会促進
(2026年2月の国家試験合格を目指す正会員候補者へ受験対策講座、全国統一模試等の受講料を2,000円減額し優遇)
 - ・退会抑止策の検討
 - ・入会促進キャンペーン実施についての積極的PR
- ② 2026年度理事改選の準備開始
 - ・2026年6月の定時社員総会で理事改選する旨予告（9月）
 - ・選挙管理委員会委員の公募（11月）
 - ・選挙管理委員会の開催（1月）
 - ・選挙管理委員会から理事改選公示（2月）
 - ・理事立候補の受付（2～3月）
- ③ 新公益法人会計基準の適用開始(4/1～)に伴う会計システム適合・運用開始
 - ・財務諸表様式の改定内容・留意点の理解に努める。
 - ・会計事務所、会計ソフト業者と連携し、万遺漏なく決算書類を作成する。

以上